

## 綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然豊かな環境の下、少人数による学習で特色ある教育活動を推進する綾部市立小学校について、綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則(昭和48年綾部市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、規則第1条に規定する通学区域外の児童が就学することを認める制度(以下「小規模特認校制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校(以下「小規模特認校」という。)は、綾部市立物部小学校、綾部市立志賀小学校、綾部市立東八田小学校、綾部市立東綾小学校及び綾部市立上林小学校とする。

(対象児童)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる児童は、綾部市立綾部小学校、綾部市立中筋小学校、綾部市立豊里小学校、綾部市立吉美小学校及び綾部市立西八田小学校の児童並びにこれらの小学校のうちいずれかの小学校に就学を予定する児童とする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校制度を利用して就学する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に在住し、市内の小学校に就学している、又は就学する予定の児童であること。
- (2) 保護者の責任と費用負担において通学させること。
- (3) 児童の保護者は、通学する小規模特認校の学校行事等に協力すること。
- (4) 原則として卒業まで就学すること。

(就学の時期)

第5条 小規模特認校の就学時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(就学の申請)

第6条 児童を小規模特認校へ就学させようとする保護者(以下「申請者」という。)は、綾部市小規模特認校就学申請書(様式第1号)を別に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(就学の許可等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、小規模特認校校長と協議の上、就学を許可するときは綾部市小規模特認校就学許可通知書(様式第2号)により、就学を許可しないときは綾部市小規模特認校就学不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(就学許可の取消し)

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学の許可を取り消すとともに、綾部市小規模特認校就学許可取消

通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により、就学の許可を受けたと認められるとき。
- (2) 第4条の就学の条件を満たさなくなったとき。
- (3) その他教育委員会が就学の許可が適当でないとしたとき。

2 前項の規定による通知があった申請者は、小規模特認校への就学が許可される前に指定されていた小学校に就学しなければならない。

（就学の中止）

第9条 第7条の規定により就学の許可を受けた者が次年度に継続して小規模特認校への就学を希望しない場合は、就学する日の属する年度の3月31日までに綾部市小規模特認校就学中止届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（中学校への就学）

第10条 小規模特認校制度を利用して就学している児童が、小規模特認校を卒業後に市が設置する中学校への就学を希望するときは、当該児童の通学区域内の中学校又は現に就学している小規模特認校の通学区域内の中学校のいずれかを選択できるものとする。

2 前項の規定により、現に就学している小規模特認校の通学区域内の中学校を選択する場合は、規則第3条第1項の規定による指定学校の変更の手続を行わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 就学の申請その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。